

## 令和元年度私立学校被災児童生徒等授業料等軽減事業費補助金交付要項

### (趣旨)

第1条 知事は、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する災害をいう。）により被災し、経済的理由により就学が困難な児童及び生徒（以下「生徒等」という。）の教育機会の確保を図るため、茨城県内に私立の小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、専修学校及び各種学校を設置する者（以下「設置者」という。）が行う生徒等の授業料等軽減事業に要する経費について、設置者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

### (補助対象事業等)

第2条 補助対象事業、補助対象者及び補助額等は、別表1～5のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする設置者は、令和元年度私立学校被災児童生徒等授業料等軽減事業費補助金交付申請書（様式第1号）を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定の通知)

第4条 補助金の交付決定の通知は、令和元年度私立学校被災児童生徒等授業料等軽減事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

### (申請の取下げ期間)

第5条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内とする。

### (補助事業の内容変更等)

第6条 第4条の規定により補助金の交付決定の通知を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ令和元年度私立学校被災児童生徒等授業料等軽減事業費補助金変更交付申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する補助事業の内容の変更に伴う決定の通知は、第4条の規定に準じ、令和元年度私立学校被災児童生徒等授業料等軽減事業費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

### (補助事業の中止等)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により知事の承認を受けなければならない。

(状況報告)

第8条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行状況について令和元年度私立学校被災児童生徒等授業料等軽減事業遂行状況報告書（様式第5号）により報告を求めることができる。

(概算払)

第9条 知事は、補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、補助金交付決定額の90パーセント以内の額を概算払することができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、令和2年3月31日までに令和元年度私立学校被災児童生徒等授業料等軽減事業費補助金に係る実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

2 前条の規定により概算払を受けた補助事業者は、前項の実績報告書を提出する際に、概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（茨城県告示第404号）様式第102号）を併せて提出しなければならない。

(補助金の額の確定の通知)

第11条 補助金の額の確定の通知は、令和元年度私立学校被災児童生徒等授業料等軽減事業費補助金確定通知書（様式第7号）により行うものとする。

(帳簿等の保存)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

付 則

この要項は、令和元年6月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表1 補助対象事業, 補助対象者, 補助額

補助対象事業	補助対象者	補助額
<p>小学校, 中学校, 中等教育学校, 高等学校, 専修学校及び各種学校に在籍する生徒等に対して, 設置者が令和元年度に行う授業料等の軽減事業で, 次の全てに該当する事業とする。なお, 授業料等とは, 授業料のほか, 入学料及び施設費又はこれらと実質的に同等とみなすことができる納付金をいう。</p> <p>1 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第3項に定める特定被災区域において被災した者を対象とする事業であること。</p> <p>2 東日本大震災に起因する事情により, 別表2から別表5に定める事由及び生活困窮の程度に該当し, 授業料等の納付が困難となった生徒等を対象とする事業であること。</p> <p>3 休学中の者及び別表2から別表5に定める事由以外で授業料等の納付を免除している者(都道府県等から授業料等に対する補助を受けている者を含む)を対象としないこと。</p> <p>4 通信制課程に在籍する生徒等にあつては, 生徒と保護者が共に茨城県内に住所を有する者を対象としていること。</p> <p>5 専修学校及び各種学校については, 次の要件に該当する課程であること。</p> <p>(1) 専修学校高等課程及び専門課程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職業に必要な技術の教授を目的とするもの</li> <li>・修業年限が1年以上のもの</li> <li>・当該課程の授業が年2回を超えない一定の時期に開始され, かつ, その終期が明確に定められているもの</li> </ul>	<p>左の事業を行う設置者</p>	<p>令和元年度において本来納付すべき授業料等の額に対し, 設置者が軽減を行った経費を対象とする。</p> <p>ただし, 授業料, 施設費については, 生徒等の在籍月数に相当する額を対象とする。</p> <p>1 小学校, 中学校, 中等教育学校及び高等学校生徒等1人当たりの軽減額に10分の9を乗じて得た額(1円未満は切り捨てるものとし, 当該額が別表2, 別表3及び別表4に定める補助限度額を超える場合にあつては, 別表2, 別表3及び別表4の補助限度額とする。)を基礎として算定して得た額(千円未満の端数が生じたときは, これを切り捨てる。)とする。</p> <p>ただし, 授業料については, 本来納付すべき授業料等の額から, 就学支援金<sup>※1</sup>及び学び直し支援金<sup>※2</sup>の額を控除した額とする。</p> <p>2 専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校生徒等1人当たりの軽減額に3分の2を乗じて得た額(1円未満は切り捨てるものとし, 当該額が別表5に定める補助限度額を超える場合にあつては, 別表5の補助限度額とする。)を基礎として算定して得た額(千円未満の端数が生じたときは, これを切り捨てる。)とする。</p> <p>3 専修学校高等課程</p> <p>生徒等1人当たりの軽減額に10分の9を乗じて得た額(1円未満は切り捨てるものとし, 当該額が別表5に定める補助限度額を超える場合にあつては, 別表5の補助限度額とする。)を基礎として算定して得た額(千円未満の端数が生じたときは, これを切り捨てる。)とする。</p> <p>ただし, 授業料については, 本来納付すべき授業料等の額から, 就学支援金<sup>※1</sup>及び学び直し支援金<sup>※2</sup>の額を控除した額とする。</p> <p>※1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)により支給された高等学校等就学支援金をいう。</p> <p>※2 高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)により補助を受ける都道府県の学び直し支援事業により支給された高等学校等学び直し支援金をいう。</p>

補助対象事業	補助対象者	補助額
<p>(2) 専修学校一般課程及び各種学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職業に必要な技術等の教授を目的とするもの</li> <li>・修業年限(修業年限1年以上の課程に他の修業年限1年以上の課程が継続する場合には、これらの課程の修業年限を通算した期間)が2年以上のもの</li> <li>・当該課程の授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められているもの</li> </ul>		

別表2 (要項第2条関係) 高等学校(全日制課程)・中等教育学校(後期課程)における補助限度額等

区分	補助限度額	該当事由	生活困窮の程度																																												
1 生活保護世帯	<b>【授業料】</b> (1) 高等学校等就学支援金及び高等学校等学び直し支援金支給対象者 ① 高等学校等就学支援金の2.5倍加算を受けている者 1,725円/月 ② 高等学校等就学支援金の2倍加算を受けている者 6,180円/月 ③ 高等学校等就学支援金の1.5倍加算を受けている者のうち、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が119,500円未満の者 10,635円/月 ④ 高等学校等就学支援金の1.5倍加算を受けている者のうち、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が257,500円未満の者 135円/月  (2) 高等学校等就学支援金及び高等学校等学び直し支援金支給対象外の者及び高等学校専攻科 13,500円/月  <b>【入学料】</b> 146,700円/年  <b>【施設費】</b> 151,200円/年 ただし、在籍月数が12月に満たない場合の施設費の限度額は、151,200円を12で除して得た額に在籍月数を乗じて得た額	生徒等及び生徒等の保護者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けていること。  生徒等の属する世帯が失業、生業不振、災害、傷病その他の事由により、学費の支出が困難であると認められるとき。	○生活保護法第6条第1項に該当する者  ○生徒等の属する世帯全員の総所得金額を基礎として算定した比較収入金額が下記収入基準額表に定める収入基準額以下である者。  ○比較収入金額の算定法 比較収入金額 = 世帯全員の総所得金額 - ※控除額 ※世帯構成(高校生以上の兄弟数等)により異なる。  ○控除額 A 学資控除 ・生徒等の兄弟姉妹が下表の学校に在学する場合、1人につき次の額を控除する。(単位:万円) <table border="1" data-bbox="837 779 1536 898"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">高等学校</th> <th rowspan="2">高等専門学校</th> <th rowspan="2">大学 大学院</th> <th colspan="2">専修学校</th> </tr> <tr> <th>高等課程</th> <th>専門課程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立</td> <td>28</td> <td>36</td> <td>59</td> <td>17</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>41</td> <td>60</td> <td>101</td> <td>37</td> <td>72</td> </tr> </tbody> </table> ※学資控除は、生徒等本人については行わないこと。  B 災害・家族の病気療養等特に必要と認める控除 ・東日本大震災により被害を受け、困窮状態に置かれた場合、復旧等に要する費用を控除する。 ・生計を一にする家族の病気療養・介護のために費用を要し、困窮状態に置かれた場合、その費用を控除する。  ○収入基準額表 (単位:万円) <table border="1" data-bbox="837 1205 1536 1294"> <thead> <tr> <th>世帯人員区分</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人</th> <th>7人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般世帯</td> <td></td> <td></td> <td>233</td> <td>286</td> <td>327</td> <td>390</td> <td>452</td> </tr> <tr> <td>母子世帯※</td> <td>131</td> <td>194</td> <td>260</td> <td>306</td> <td>360</td> <td>423</td> <td>485</td> </tr> </tbody> </table> ※母子世帯には、父子世帯及び児童のみで構成される世帯を含む。	区分	高等学校	高等専門学校	大学 大学院	専修学校		高等課程	専門課程	国・公立	28	36	59	17	22	私立	41	60	101	37	72	世帯人員区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	一般世帯			233	286	327	390	452	母子世帯※	131	194	260	306	360	423	485
区分	高等学校	高等専門学校	大学 大学院					専修学校																																							
				高等課程	専門課程																																										
国・公立	28	36	59	17	22																																										
私立	41	60	101	37	72																																										
世帯人員区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人																																								
一般世帯			233	286	327	390	452																																								
母子世帯※	131	194	260	306	360	423	485																																								
2 生活困窮世帯																																															

<p>3 家計急変世帯</p>	<p><b>【授業料】</b>  (1) 高等学校等就学支援金及び高等学校学び直し支援金支給対象者  4,590 円/月  (就学支援金と学校軽減額の合計の上限は 15,000 円とする。)</p> <p>ただし、家計急変保護者に係る比較収入金額が右に定める家計急変保護者に係る収入基準額表に定める額以下である者にあつては  15,090 円/月  (就学支援金と学校軽減額の合計の上限は 26,667 円とする。)</p> <p>(2) 高等学校等就学支援金及び高等学校等学び直し支援金支給対象外の者及び高等学校専攻科  13,500 円/月</p> <p><b>【入学科】</b>  区分 1 及び 2 と同額</p> <p><b>【施設費】</b>  区分 1 及び 2 と同額</p>	<p>生徒等の私立学校入学後等に、以下の事由により保護者の収入が激減し、就学継続が困難となったとき。  ア 勤務する会社等からの解雇  イ 勤務する又は経営する会社等の経営状況の悪化  ウ 自ら経営する会社等の破産・倒産  エ 保護者の死亡、長期療養  オ その他</p>	<p>○左記事由により、今年度の世帯の所得が生活保護世帯又は生活困窮世帯の区分に定める生活困窮の程度に該当すると見込まれる者。</p> <p>○上記基準に該当する高等学校・中等教育学校(後期課程)の生徒等であつて、かつ家計急変保護者<sup>※1</sup>に係る比較収入金額<sup>※2</sup>が以下に定める家計急変保護者に係る収入基準額表の額以下である者の補助限度額は、(1)のただし書の額とする。  ※1 家計急変保護者とは、高等学校等就学支援金において、加算要件の確認の対象となる保護者等をいう。  ※2 家計急変保護者に係る比較収入金額とは令和元年度における家計急変保護者の所得見込額の合計額をいう。</p> <p>○家計急変保護者に係る収入基準額表 (単位：万円)</p> <table border="1" data-bbox="826 564 1532 654"> <thead> <tr> <th>世帯人員区分</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人</th> <th>7人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般世帯</td> <td></td> <td></td> <td>187</td> <td>227</td> <td>268</td> <td>327</td> <td>386</td> </tr> <tr> <td>母子世帯<sup>※</sup></td> <td>109</td> <td>179</td> <td>219</td> <td>260</td> <td>319</td> <td>378</td> <td>437</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 母子世帯には、父子世帯及び児童のみで構成される世帯を含む。</p>	世帯人員区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	一般世帯			187	227	268	327	386	母子世帯 <sup>※</sup>	109	179	219	260	319	378	437
世帯人員区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人																				
一般世帯			187	227	268	327	386																				
母子世帯 <sup>※</sup>	109	179	219	260	319	378	437																				

別表3 (要項第2条関係) 中等教育学校(前期課程)・中学校・小学校における補助限度額等

区分	補助限度額	該当事由	生活困窮の程度																																												
1 生活保護世帯	<p><b>【授業料】</b></p> <p>(1) 中学校・中等教育学校(前期課程) 13,500円/月</p> <p>(2) 小学校 7,500円/月</p>	<p>生徒等及び生徒等の保護者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けていること。</p>	<p>○生活保護法第6条第1項に該当する者</p>																																												
2 生活困窮世帯	<p><b>【入学料】</b></p> <p>(1) 中学校・中等教育学校(前期課程) 169,200円/年</p> <p>(2) 小学校 151,200円/年</p> <p><b>【施設費】</b></p> <p>(1) 中学校・中等教育学校(前期課程) 167,400円/年 ただし、在籍月数が12月に満たない場合の施設費の限度額は、167,400円を12で除して得た額に在籍月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 小学校 167,400円/年 ただし、在籍月数が12月に満たない場合の施設費の限度額は、167,400円を12で除して得た額に在籍月数を乗じて得た額</p>	<p>生徒等の属する世帯が失業、生業不振、災害、傷病その他の事由により、学費の支出が困難であると認められるとき。</p>	<p>○生徒等の属する世帯全員の総所得金額を基礎として算定した比較収入金額が下記収入基準額表に定める収入基準額以下である者。</p> <p>○比較収入金額の算定法 比較収入金額 = 世帯全員の総所得金額 - ※控除額 ※ 世帯構成(高校生以上の兄弟数等)により異なる。</p> <p>○控除額</p> <p>A 学資控除 ・生徒等の兄弟姉妹が下表の学校に在学する場合、1人につき次の額を控除する。(単位:万円)</p> <table border="1" data-bbox="831 779 1528 898"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">高等学校</th> <th rowspan="2">高等専門学校</th> <th rowspan="2">大学 大学院</th> <th colspan="2">専修学校</th> </tr> <tr> <th>高等課程</th> <th>専門課程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立</td> <td>28</td> <td>36</td> <td>59</td> <td>17</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>41</td> <td>60</td> <td>101</td> <td>37</td> <td>72</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 学資控除は、生徒等本人については行わないこと。</p> <p>B 災害・家族の病気療養等特に必要と認める控除 ・風水害等により被害を受け2年以上にわたり困窮状態に置かれた場合、復旧等に要する費用を控除する。 ・生計を一にする家族の病気療養・介護のために費用を要し、困窮状態に置かれた場合、その費用を控除する。</p> <p>○収入基準額表 (単位:万円)</p> <table border="1" data-bbox="820 1205 1536 1294"> <thead> <tr> <th>世帯人員区分</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人</th> <th>7人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般世帯</td> <td></td> <td></td> <td>233</td> <td>286</td> <td>327</td> <td>390</td> <td>452</td> </tr> <tr> <td>母子世帯※</td> <td>131</td> <td>194</td> <td>260</td> <td>306</td> <td>360</td> <td>423</td> <td>485</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 母子世帯には、父子世帯及び児童のみで構成される世帯を含む。</p>	区分	高等学校	高等専門学校	大学 大学院	専修学校		高等課程	専門課程	国・公立	28	36	59	17	22	私立	41	60	101	37	72	世帯人員区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	一般世帯			233	286	327	390	452	母子世帯※	131	194	260	306	360	423	485
区分	高等学校	高等専門学校	大学 大学院					専修学校																																							
				高等課程	専門課程																																										
国・公立	28	36	59	17	22																																										
私立	41	60	101	37	72																																										
世帯人員区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人																																								
一般世帯			233	286	327	390	452																																								
母子世帯※	131	194	260	306	360	423	485																																								
3 家計急変世帯		<p>生徒等の私立学校入学後等に、以下の事由により保護者の収入が激減し、就学継続が困難となったとき。</p> <p>ア 勤務する会社等からの解雇</p> <p>イ 勤務する又は経営する会社等の経営状況の悪化</p> <p>ウ 自ら経営する会社等の破産・倒産</p> <p>エ 保護者の死亡、長期療養</p> <p>オ その他</p>	<p>○左記事由により、今年度の世帯の所得が生活保護世帯又は生活困窮世帯の区分に定める生活困窮の程度に該当すると見込まれる者。</p>																																												

別表4 (要項第2条関係) 高等学校(通信制課程)における補助限度額等

区分	補助限度額(月額)	該当事由	生活困窮の程度																																												
1 生活保護世帯	<p><b>【授業料】</b> (1単位8,000円×履修単位数(30単位を限度とする)－高等学校等就学支援金及び高等学校等学び直し支援金の額)÷履修月数×0.9</p> <p>※軽減額(月額)と就学支援金及び学び直し支援金(月額)の合計額において15,000円/月を限度額とする。</p> <p><b>【入学科】</b> 14,400円/年</p> <p><b>【施設費】</b> 34,200円/年 ただし、在籍月数が12月に満たない場合の施設費の限度額は、34,200円を12で除して得た額に在籍月数を乗じて得た額</p>	<p>生徒等及び生徒等の保護者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けていること。</p>	<p>○生活保護法第6条第1項に該当する者</p>																																												
2 生活困窮世帯	<p>※軽減額(月額)と就学支援金及び学び直し支援金(月額)の合計額において15,000円/月を限度額とする。</p> <p><b>【入学科】</b> 14,400円/年</p> <p><b>【施設費】</b> 34,200円/年 ただし、在籍月数が12月に満たない場合の施設費の限度額は、34,200円を12で除して得た額に在籍月数を乗じて得た額</p>	<p>生徒等の属する世帯が災害、傷病、失業、生業不振その他の事由により、学費の支出が困難であると認められるとき。</p>	<p>○生徒等の属する世帯全員の総所得金額を基礎として算定した比較収入金額が下記収入基準額表に定める収入基準額以下である者。</p> <p>○比較収入金額の算定法 比較収入金額 = 世帯全員の総所得金額 - 控除額※ ※ 世帯構成(高校生以上の兄弟数等)により異なる。</p> <p>○控除額</p> <p>A 学資控除 ・生徒等の兄弟姉妹が下表の学校に在学する場合、1人につき次の額を控除する。(単位:万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">高等学校</th> <th rowspan="2">高等専門学校</th> <th rowspan="2">大学 大学院</th> <th colspan="2">専修学校</th> </tr> <tr> <th>高等課程</th> <th>専門課程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立</td> <td>28</td> <td>36</td> <td>59</td> <td>17</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>41</td> <td>60</td> <td>101</td> <td>37</td> <td>72</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 学資控除は、生徒等本人については行わないこと。</p> <p>B 災害・家族の病気療養等特に必要と認める控除 ・風水害等により被害を受け2年以上にわたり困窮状態に置かれた場合、復旧等に要する費用を控除する。 ・生計を一にする家族の病気療養・介護のために費用を要し、困窮状態に置かれた場合、その費用を控除する。</p> <p>○収入基準額表 (単位:万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人員区分</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人</th> <th>7人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般世帯</td> <td>131</td> <td>194</td> <td>233</td> <td>286</td> <td>327</td> <td>390</td> <td>452</td> </tr> <tr> <td>母子世帯※</td> <td>131</td> <td>194</td> <td>260</td> <td>306</td> <td>360</td> <td>423</td> <td>485</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 母子世帯には、父子世帯及び児童のみで構成される世帯を含む。</p>	区分	高等学校	高等専門学校	大学 大学院	専修学校		高等課程	専門課程	国・公立	28	36	59	17	22	私立	41	60	101	37	72	世帯人員区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	一般世帯	131	194	233	286	327	390	452	母子世帯※	131	194	260	306	360	423	485
区分	高等学校	高等専門学校	大学 大学院					専修学校																																							
				高等課程	専門課程																																										
国・公立	28	36	59	17	22																																										
私立	41	60	101	37	72																																										
世帯人員区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人																																								
一般世帯	131	194	233	286	327	390	452																																								
母子世帯※	131	194	260	306	360	423	485																																								
3 家計急変世帯	<p><b>【授業料】</b> (1単位8,000円×履修単位数(30単位を限度とする)－高等学校等就学支援金及び高等学校等学び直し支援金の額)÷履修月数×0.9</p> <p>※軽減額(月額)と就学支援金及び学び直し支援金(月額)の合計額において15,000円/月を限度額とする。</p> <p>ただし、家計急変保護者に係る比較収入金額が家計急変保護者に係る収入基準額表に定める額以下である者にあつては、軽減額(月額)と就学支援金及び学び直し支援金(月額)の合計額において20,000円/月を限度額とする。</p> <p><b>【入学科及び施設費】</b> 区分1及び2と同額</p>	<p>生徒等の私立学校入学後等に、以下の事由により保護者の収入が激減し、就学継続が困難となったとき。</p> <p>ア 勤務する会社等からの解雇 イ 勤務する又は経営する会社等の経営状況の悪化 ウ 自ら経営する会社等の破産・倒産 エ 保護者の死亡、長期療養 オ その他</p> <p>※保護者の死亡や離婚等、保護者の変更により就学支援金及び学び直し支援金の額に変更が生じた場合は、区分2に定める補助限度額とする。</p>	<p>○左記事由により、今年度の世帯の所得が生活保護世帯又は生活困窮世帯の区分に定める生活困窮の程度に該当すると見込まれる者。</p> <p>○上記基準に該当する高等学校・中等教育学校(後期課程)の生徒等であつて、かつ家計急変保護者※<sup>1</sup>に係る比較収入金額※<sup>2</sup>が以下に定める家計急変保護者に係る収入基準額表の額以下である者の補助限度額は、左記のただし書の額とする。</p> <p>※<sup>1</sup> 家計急変保護者とは、高等学校等就学支援金において、加算要件の確認の対象となる保護者等をいう。 ※<sup>2</sup> 家計急変保護者に係る比較収入金額とは令和元年度における家計急変保護者の所得見込額の合計額をいう。</p> <p>○家計急変保護者に係る収入基準額表 (単位:万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人員区分</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人</th> <th>7人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般世帯</td> <td>109</td> <td>179</td> <td>187</td> <td>227</td> <td>268</td> <td>327</td> <td>386</td> </tr> <tr> <td>母子世帯※</td> <td>109</td> <td>179</td> <td>219</td> <td>260</td> <td>319</td> <td>378</td> <td>437</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 母子世帯には、父子世帯及び児童のみで構成される世帯を含む。</p>	世帯人員区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	一般世帯	109	179	187	227	268	327	386	母子世帯※	109	179	219	260	319	378	437																				
世帯人員区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人																																								
一般世帯	109	179	187	227	268	327	386																																								
母子世帯※	109	179	219	260	319	378	437																																								



別表5 (要項第2条関係) 専修学校高等課程・専修学校専門課程・一般課程及び各種学校における補助限度額等

区分	補助限度額	該当事由	生活困窮の程度																																												
1 生活保護世帯	<p><b>【授業料】</b>                      (1) 専修学校専門課程, 一般課程及び各種学校設置者が行う授業料等の軽減額の2/3の額(ただし, 在籍月数が12月に満たない場合は, 12分の在籍月数に軽減額の2/3を乗じて得た額を限度とする。)</p> <p>(2) 専修学校高等課程                      ① 高等学校等就学支援金支給対象者                      (ア) 高等学校等就学の2.5倍加算を受けている者                      3,600円/月                      (イ) 高等学校等就学支援金の2倍加算を受けている者                      8,055円/月                      (ウ) 高等学校等就学支援金の1.5倍加算を受けている者のうち, 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が119,500円未満の者                      12,510円/月                      (エ) 高等学校等就学支援金の1.5倍加算を受けている者のうち, 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が257,500円未満の者                      135円/月</p> <p>② 高等学校等就学支援金及び高等学校等学び直し支援金支給対象外の者                      13,500円/月</p> <p><b>【入学料】</b>                      145,800円/年</p> <p><b>【施設費】</b>                      152,100円/年                      ただし, 在籍月数が12月に満たない場合の施設費の限度額は, 152,100円を12で除して得た額に在籍月数を乗じて得た額</p>	<p>生徒等及び生徒等の保護者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けていること。</p> <p>生徒等の属する世帯が失業, 生業不振, 災害, 傷病その他の事由により, 学費の支出が困難であると認められるとき。</p>	<p>○生活保護法第6条第1項に該当する者</p> <p>○生徒等の属する世帯全員の総所得金額を基礎として算定した比較収入金額が下記収入基準額表に定める収入基準額以下である者。</p> <p>○比較収入金額の算定法                      比較収入金額 = 世帯全員の総所得金額 - 控除額※                      ※ 世帯構成(高校生以上の兄弟数等)により異なる。</p> <p>○控除額                      A 学資控除                      ・生徒等の兄弟姉妹が下表の学校に在学する場合, 1人につき次の額を控除する。(単位: 万円)</p> <table border="1" data-bbox="831 763 1528 882"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">高等学校</th> <th rowspan="2">高等専門学校</th> <th rowspan="2">大学 大学院</th> <th colspan="2">専修学校</th> </tr> <tr> <th>高等課程</th> <th>専門課程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立</td> <td>28</td> <td>36</td> <td>59</td> <td>17</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>41</td> <td>60</td> <td>101</td> <td>37</td> <td>72</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 学資控除は, 生徒等本人については行わないこと。</p> <p>B 災害・家族の病気療養等特に必要と認める控除                      ・東日本大震災により被害を受け, 困窮状態に置かれた場合, 復旧等に要する費用を控除する。                      ・生計を一にする家族の病気療養・介護のために費用を要し, 困窮状態に置かれた場合, その費用を控除する。</p> <p>○収入基準額表 (単位: 万円)</p> <table border="1" data-bbox="820 1189 1536 1279"> <thead> <tr> <th>世帯人員区分</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人</th> <th>7人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般世帯</td> <td></td> <td></td> <td>233</td> <td>286</td> <td>327</td> <td>390</td> <td>452</td> </tr> <tr> <td>母子世帯※</td> <td>131</td> <td>194</td> <td>260</td> <td>306</td> <td>360</td> <td>423</td> <td>485</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 母子世帯には, 父子世帯及び児童のみで構成される世帯を含む。</p>	区分	高等学校	高等専門学校	大学 大学院	専修学校		高等課程	専門課程	国・公立	28	36	59	17	22	私立	41	60	101	37	72	世帯人員区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	一般世帯			233	286	327	390	452	母子世帯※	131	194	260	306	360	423	485
区分	高等学校	高等専門学校	大学 大学院					専修学校																																							
				高等課程	専門課程																																										
国・公立	28	36	59	17	22																																										
私立	41	60	101	37	72																																										
世帯人員区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人																																								
一般世帯			233	286	327	390	452																																								
母子世帯※	131	194	260	306	360	423	485																																								
2 生活困窮世帯																																															

区 分	補助限度額	該 当 事 由	生 活 困 窮 の 程 度																								
3 家計急変世帯	<p><b>【授業料】</b>  (1) 専修学校専門課程及び一般課程及び各種学校設置者が行う授業料等の減免額の2/3の額</p> <p>ただし、在籍月数が12月に満たない場合は、12分の在籍月数に軽減額の2/3を乗じて得た額を限度とする。</p> <p>(2) 専修学校高等課程</p> <p>① 高等学校等就学支援金及び高等学校等学び直し支援金支給対象者  4,590円/月  (就学支援金と学校軽減額の合計の上限は15,000円とする。)</p> <p>ただし、家計急変保護者に係る比較収入金額が家計急変保護者に係る収入基準額表に定める額以下である者にあつては  16,965円/月  (就学支援金と学校軽減額の合計の上限は28,750円とする。)</p> <p>② 高等学校等就学支援金及び高等学校等学び直し支援金支給対象外の者  13,500円/月</p> <p><b>【入学科】</b>  区分1及び2と同額</p> <p><b>【施設費】</b>  区分1及び2と同額</p>	<p>入学後等に、以下の事由により保護者の収入が激減し、就学継続が困難となったとき。</p> <p>ア 勤務する会社等からの解雇</p> <p>イ 勤務する又は経営する会社等の経営状況の悪化</p> <p>ウ 自ら経営する会社等の破産・倒産</p> <p>エ 保護者の死亡、長期療養</p> <p>オ その他</p>	<p>○左記事由により、今年度の世帯の所得が生活保護世帯又は生活困窮世帯の区分に定める生活困窮の程度に該当すると見込まれる者。</p> <p>○上記基準に該当する生徒であつて、かつ家計急変保護者<sup>※1</sup>に係る比較収入金額<sup>※2</sup>が以下に定める家計急変保護者に係る収入基準額表の額以下である者の補助限度額は、(2)のただし書の額とする。</p> <p>※1 家計急変保護者とは、高等学校等就学支援金において、加算要件の確認の対象となる保護者等をいう。</p> <p>※2 家計急変保護者に係る比較収入金額とは平成30年度における家計急変保護者の所得見込額の合計額をいう。</p> <p>○家計急変保護者に係る収入基準額表 (単位：万円)</p> <table border="1" data-bbox="821 600 1536 689"> <thead> <tr> <th>世帯人員区分</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人</th> <th>7人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般世帯</td> <td></td> <td></td> <td>187</td> <td>227</td> <td>268</td> <td>327</td> <td>386</td> </tr> <tr> <td>母子世帯<sup>※</sup></td> <td>109</td> <td>179</td> <td>219</td> <td>260</td> <td>319</td> <td>378</td> <td>437</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 母子世帯には、父子世帯及び児童のみで構成される世帯を含む。</p>	世帯人員区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	一般世帯			187	227	268	327	386	母子世帯 <sup>※</sup>	109	179	219	260	319	378	437
世帯人員区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人																				
一般世帯			187	227	268	327	386																				
母子世帯 <sup>※</sup>	109	179	219	260	319	378	437																				